

## 介護保険施設等の整備（案）について

### 1 第8期介護保険事業計画における介護保険施設等の整備状況について

#### (1) 第8期整備方針について

団塊の世代が後期高齢者となる2025年(令和7年)、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する2040年(令和22年)に向けて、介護保険サービス量の推計においては、地域包括ケア「見える化」システムの自然体推計を基本に、介護老人福祉施設の待機者の状況等を勘案し、整備方針を定めた。

そこで、待機者のあった介護老人福祉施設につき、広域型90床、地域密着型58床の整備を計画し、公募を実施したが、新規参入は見込めなかった。

しかしながら、既存の介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護からの転換を公募し、35床の整備を達成した。

認知症対応型共同生活介護については、計画通りの整備が実施できた。

特定施設入居者生活介護については、200床の公募に対し130床の応募があった。

#### (2) 第8期介護保険事業計画値及び実績値について

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,120床	1,120床	1,155床	1,120床	1,210床	1,210床
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	87床	87床	87床	87床	145床	145床
介護老人保健施設	596床	596床	596床	596床	596床	596床
介護医療院	0床	0床	0床	0床	0床	0床
認知症対応型共同生活介護	375床	393床	411床	366床	384床	402床
特定施設入居者生活介護	574床	644床	704床	574床	674床	774床

※ 令和5年度実績値については、整備予定分を含む。

※ 認知症対応型共同生活介護が9床計画を超過しているのは、小規模多機能型居宅介護からの転換があったため。

2 明石市における介護保険施設の状況等（令和5年4月1日時点の利用状況）  
（設置数及び定員は、令和5年度末見込の数値）

(1) 明石市における介護老人福祉施設の状況について

項目	市内施設		入所者の要介護度別割合				
	設置数	定員	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	18	1,242※	1.6%	5.1%	22.2%	42%	29.1%

※ショートステイからの転換 35 床を含む

(2) 明石市におけるその他施設の状況について

項目	市内施設		入所者の要介護度別割合						
	設置数	定員	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健施設	6	596	-	-	10.1%	15.9%	23.8%	34.3%	15.9%
認知症対応型共同生活介護	25	411	-	0.4%	27.1%	24.9%	20.1%	17%	10.5%
特定施設入居者生活介護※	12	704	8.1%	9.7%	17.3%	16.1%	13.7%	14.1%	8.9%

※特定施設入居者生活介護には、自立利用者の割合が 12.1%

3 明石市における介護保険施設等の整備の方向性

(1) 在宅介護実態調査による分析

在宅介護実態調査(令和4年10月3日～令和5年3月10日)において、「現時点での施設等への入所入居検討状況」では、「検討していない」が 79.2%(前回比+0.8%)、「検討している」が 16.3%(前回比△2.6%)、「すでに申し込みをしている」が 2.0%(前回比△0.8%)となっており、前回調査時よりも在宅での生活を希望される割合が増加している。

世帯類型別にみると、「入居・入所は検討していない」人の割合は、夫婦のみの世帯では 85.9%、単身世帯では 78.8%となっている。

世帯類型に関わりなく、多くの人々が在宅生活の継続を希望しており、在宅介護の充実と併せて施設整備等を踏まえた支援体制づくりが必要と考えられる。

(2) 国県の施設等整備方針に基づく明石市整備計画における留意事項

① 認定者数推計に伴う自然増について

前期高齢者と比較して要介護認定率の高い、後期高齢者の人口が増加傾向にあり、認定者数の増加が見込まれるため、それに伴う施設及び居住系サービスの需要増について整備を図る必要がある。

## ② 中・長期的な展望を踏まえた整備

団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える2040年(令和22年)を見据えた推計必要量について、待機者の状況や要介護認定者数の推移等を勘案して見込む一方、介護保険施設等実態調査結果等介護現場の実情も踏まえて、介護老人福祉施設については、適正数を見極めた整備を行うとともに、引き続き特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護等の整備を図る。

## (3) 介護保険施設及び居住系サービスにおける整備計画の方向性

### ① 介護老人福祉施設

介護保険施設等実態調査の結果では、令和4年度に、介護老人福祉施設(地域密着型を含む)の定員数1,210人のうち、およそ3割にあたる419人が退所をしていることから、新たに同数程度の入所が可能となったことが窺える。

そのため、令和5年度の要介護3以上の在宅待機者数は175人(このうち、兵庫県が優先的に入所が必要と考える人は4割程度)ではあるものの、在宅継続や本人拒否、その他施設への入所等がなければ、1年間で待機者のうちの多くが市内の介護老人福祉施設に入所できるものと推察される。

第9期計画では、市内の被保険者が優先的に入所できる環境を整えるため、地域密着型介護老人福祉施設を整備し、入所が必要にも関わらず自宅で待機する高齢者の解消を図る。また、整備については、建築費の高騰や介護人材の確保という課題があるため、市が建物整備に対する支援や介護人材の確保・定着に資する取組を行うことで、応募の促進を図る。

### ② 介護老人保健施設

在宅復帰を目的とした生活リハビリを行う施設として、軽中程度の要介護認定者の受け入れが特別養護老人ホームより高い状況となっている。

しかしながら、在宅復帰を目指す施設であるため、在所期間が3～6か月程度であり、待機者の解消が早期に図られることから、整備の必要性は低いと考えられる。

### ③ 介護医療院

介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設であり、医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設として中核的な役割を期待されており、市民のニーズも高まっていることから、市内の医療機関等への働きかけを行い、第9期計画期間において、医療療養病床からの転換及び新設による整備を推進する。

### ④ 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は認知症の人のみを対象とした介護サービスであり、地域における認知症ケアの拠点としての役割を期待されている。

在宅介護実態調査において、介護者が不安に感じる介護は「認知症状への対応」であるという回答が 31.7%を占めていることから、引き続き整備を進める必要がある。

#### ⑤ 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居している人が受けられるサービスであることから、生活基盤の確保という点で介護老人福祉施設等の代替サービスとしての役割が期待されており、引き続き整備を進める必要がある。

#### 【第9期計画における整備計画（案）】

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
介護老人福祉施設	1,155 床	1,155 床	1,155 床
地域密着型介護老人福祉施設	87 床	116 床	145 床
介護老人保健施設	596 床	596 床	596 床
介護医療院	0 床	0 床	50 床
認知症対応型共同生活介護	411 床	429 床	447 床
特定施設入居者生活介護	704 床	804 床	974 床

#### (4) その他高齢者福祉施設等の整備について

##### ① 軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金等で入居でき、食事の提供やその他日常生活上必要なサービスを受けることができる施設である。現在、市内に3施設、定員 218 名であり、入居待ちの発生はないことから、整備の必要性は低いと考えられる。

##### ② 養護老人ホーム

65歳以上であって、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設である。現在、市内に2施設、定員 180 名であるが、措置者数が減少傾向にあることから、入所定員の見直しを図る。詳細については資料4-2のとおり。